

袋井市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日及び場所 令和6年4月16日(火) 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301 会議室

- 2 議事の構成 農業委員16名
- | | | | | |
|------|-----|--------|-----|-------|
| 出席委員 | 1 番 | 松田 博久 | 2 番 | 大庭 嘉則 |
| | 4 番 | 石黒 正幸 | 5 番 | 岩井 俊弘 |
| | 6 番 | 永田 勝美 | 7 番 | 西村 淳子 |
| | 8 番 | 村松 恵美子 | 9 番 | 金井 義人 |
| | 10番 | 松本 芳廣 | 11番 | 村松 保男 |
| | 13番 | 金原 純一郎 | 14番 | 渥美 敦子 |
| | 15番 | 松浦 重信 | 16番 | 安間 啓一 |

欠 席 委 員 3 番 永井 英男 12番 加藤 元章

- 3 事務局
- | | |
|--------------|-----|
| 農政課長 | 1 人 |
| 参事兼農地利用係統括係長 | 1 人 |
| 農地利用係長 | 1 人 |
| 農地利用係主任 | 1 人 |
| 農地利用係主事 | 1 人 |

4 議 事

- | | |
|-------------|---|
| 事務局
(鈴木) | それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。 |
| 会長 | それでは、ただいまから4月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「4番 石黒正幸委員」、「5番 岩井俊弘委員」を指名いたします。 |
| 会長 | 次に、日程第2、「議第12号 令和5年度袋井市農業委員会活動報告について」、「議第13号 令和6年度袋井市農業委員会活動計画について」を議題といたします。
事務局から一括して説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議題12号令和5年度袋井市農業委員会活動報告について、令和5年度袋井 |

(芝崎) 市農業委員会活動計画に基づき、次のとおり実施したので報告いたします。

1 会議の開催ですが、毎月、農業委員会総会の中で農地法第3条、4条、5条の審査をしていただくとともに研修等を実施しました。

特に令和5年度は、農地利用状況調査について、委員さんの作業の省力化を図るため、タブレットを使った調査を導入するため、ACTABAシステム操作研修会を開催いたしました。

他の会議については、ご覧のとおりとなっております。

次に2法令に基づく事務で、件数は38件、面積は68,114㎡となっております。昨年は69件、面積は148,059㎡で農地法3条の申請件数に関しては減少しました。他方、農業経営基盤強化促進法の関係の所有権移転が増加いたしました。続きまして、農地法第4・5条に関しましては合計で176件、面積が252404.71㎡となっております。一昨年度は件数が191件、面積が959972.11㎡でした。農地法第4・5条に関しては昨年度より面積が15haほど増加しておりまして、区画整理事業による転用が要因として挙げられます。件数及び面積に関しては、区画整理事業の転用を除けば例年通りの数値となっております。続きまして、農地移動適正化整備事業に関しては山科で申請がございまして、成立いたしました。

続きまして、3農業経営基盤強化促進法に基づく事務に関して、借り手204件、貸し手537件で、合計面積は14076㎡となっております。イ認定農業者の創出に関しましては令和6年3月末現在で、累計209経営体という実績となっております。4ページをご覧ください。

4農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務に関して、中間管理権の設定件数について、借り手17件、貸し手55件で、合計面積は1424aでした。

5農業者年金に関する事務について、年金裁定請求が4件でございました。続きまして、3研修、講習会、情報交換会の実施及び参加につきまして、昨年の9月にACTABAの利用研修会を開催いたしました。4調査活動に関して、担い手への農地利用集積面積状況調査などを行いました。詳細は以下の通りとなっております。5農家台帳システム等のデータ整備に関しては農家台帳システムの情報更新を行いました。6宣伝、啓発活動につきましては、農業委員会だよりの発行部数が2年連続で県内1位でございましたので、今年度も継続していきたいと思っております。

「議第13号 令和6年度袋井市農業委員会活動計画について」農業を取り巻く環境の変化や昨年度策定した農業振興ビジョンを踏まえ、1地域計画の策定・目標地図の推進、2利用権から農地バンク事業への移行、3荒廃農地の発生防止と再生利用、4環境に配慮した農業の推進の4つの項目について重点的に取り組んでいきます。具体的な業務内容といたしまして毎月の総会、農業振興部会、農地利用最適化推進委員会の開催がございます。

続きまして、2法令等に基づく事務につきましては農地法第3条、第4条、第5条の許可、第18条の報告が主な事務になりますが、加えて(7)人・農地プラン法定化に伴う地域計画・目標地図の作成に関する業務も手掛けていきたいと考えております。

3 研修・講習会の実施及び参加につきましては、袋井市独自の研修会の研修や磐田地区農業委員会協議会視察研修、県農業会議主催の研修会への参加について、委員の皆様方にもご協力していただきたいと思います。

4 調査活動につきましては、例年の調査に加えて、新規の調査も行っていきたいと思います。

続きまして、5 宣伝、啓発活動に関しては農業委員会だより等の発行をおこなっていきたいと思います。

6 ページをご覧ください。こちらは令和6年度の農業委員会等の開催日程になっております。

7 ページをご覧ください。こちらは令和6年度の農業振興部会の活動計画でございます。必要に応じて内容に変更等があるかと思いますが、本計画を中心に活動を行ってまいります。

続きまして、8 ページをご覧ください。令和6年度の農地利用最適化推進委員会の活動計画でございます。こちらも7ページ同様、必要に応じて内容等を変更してまいります。本計画を中心に活動を行ってまいります。

続きまして、9 ページをご覧ください。令和6年度 促進計画（農地バンク事業）及び袋井市のうち銀行活動計画についてですが、年に4回農用地利用調整会議を開かせていただきます。令和7年度から利用権設定等が廃止されまして、農地中間管理事業に一本化されるということで、あり方検討会の際に委員の皆さんと今後の処理方法を検討させていただきたいと思います。以上でございます。

会長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
 順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

= 質疑・応答 =

会長 質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
 お諮りいたします。議第12号および議第13号について、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。
 よって議第12号および議第13号については、承認することに決しました。

会長 次に、日程第2、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
 事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局
（川村） それでは 11 ページをご覧ください。
 議第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」。
 農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3

条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】大谷 番、畑、 m^2 ほか1筆、計 m^2 、 から への所有権移転になります。

【2】大谷 番、畑、 m^2 、 から への所有権移転になります。

【3】大谷 番、畑、 m^2 、 から への所有権移転になります。

【4】中 番、田、 m^2 ほか19筆、計 m^2 、 から への所有権移転になります。

計4件、 m^2 でございます。
以上でございます。

会長

それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

渥美委員

1番の説明をいたします。

申請地は豊沢で 南東側、 の北西側になります。譲受人の さんは申請地の隣接地も含め、一体的に茶畑として耕作しており、取得後も引き続き耕作していきますので特段問題ないと思われま

す。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

金原委員

2番の説明をいたします。

申請地は で、場所は一本松の信号機から 西に行った場所です。 さんから さんへの所有権移転の申請です。

以前から耕作していた さんに所有権移転をしたいということです。
今までどおりの耕作をするということで、特に問題ないと思われま
す。
ご審議よろしくお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

会長

質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

議第8号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ござ
いせんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。
よって議第8号については、承認することに決しました。

次に「議第9号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(芝崎)

それでは、2ページをご覧ください。議第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

堀越■■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■■が自己用住宅敷地のため転用申請するもので、申請地は、第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

方丈■■■■■、畑、■■■㎡、他2筆、計■■■㎡につきましては■■■■■が貸駐車場敷地のため転用申請するもので申請地は第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種のうちに該当します。

以上、計1件、畑、510㎡でございます。

会長

それでは、担当農業委員から説明をお願いします。

事務局
(芝崎)

1番の説明をいたします。

申請地は■■■■■住宅の一部が宅地分譲を予定しており、家を移転し建て替えをすることとなりました。家庭排水は公共下水に接続し、雨水は東側側溝へ排出していきます。問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

石黒委員

2番の説明をいたします。

申請地は市役所の南側です。申請者の■■■■■畑周辺が住宅地化に伴い、耕作しにくくなり、不動産需要も多く見込まれるため、賃貸の駐車場として申請がありました。周囲に農地も少ないため、特段問題ないと思われます。ご審議のほどお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

会長

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第9号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。

よって議第9号については、承認することに決しました。

会長

次に「議第10号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(芝崎)

それでは、3ページをご覧ください。議第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】高尾 []、田、[]^m他一筆、計 []^mにつきましては [] から [] へ所有権移転により貸資材置場へ転用申請だれるもので申請地は第一種低層住居専用地域、第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】豊沢 []、畑、[]^mにつきましては、[] から [] に所有権移転されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【3】鷺巣 []、田、[]^mにつきましては、[] から [] に所有権移転されるもので、事業敷地拡張のため転用申請されるものです。申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【4】堀越 []、田、[]^mにつきましては、[] から [] へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるものです。申請地は第一種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【5】堀越 []、田、[]^mにつきましては、[] から [] に使用貸借により自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定されており、第3種のうちに該当します。

【6】山科 [] 番、田、[]^mにつきましては [] から [] へ賃貸借により営農型太陽光発電下部作物実験施

設敷地として転用申請されるもので、申請地は工業地域に指定されており、第3種のうちに指定されております。

申請地は、工業地域に指定されていることから、第3種農地に該当します。

【7】国本[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【8】大谷[]、[]㎡、ほか[]筆、計[]㎡につきましては[]から[]へ賃貸借により資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、農用地区域内農地（青地）に該当するため、原則不許可となりますが、許可日から令和6年9月30日までの一時転用となります。

【9】下山梨[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用の申請をするもので、申請地は、第二種中高住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【10】下山梨[]、畑、[]ほか[]筆、計[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種中高住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【11】春岡[]番、田、[]㎡につきましては、[]から[]ほか[]名へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として、転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。
以上11件、田3421㎡、畑1398㎡でございます。

会長 それでは担当委員からのご説明をお願いいたします。

松田委員 1番の高尾の説明をいたします。
土地区画整理事業で道路がかかっており、周りはほとんど宅地で問題はないと思われます。

続きまして2番の豊沢の説明をいたします。
申請地の北側に水路がありますので排水の問題もなく、周辺は住宅地となっておりますので、農地への影響はないと思われます。
ご審議よろしくをお願いいたします。

事務局 続きまして3番の説明をいたします。

(芝崎)

申請者の[]は申請地の周辺に店舗と大型駐車場を所有しており、本件はその拡張でございます。申請地の周囲はすでに住宅地になっており、雨水は同じく西側の側溝に流す計画となっております。特に問題はないかと思われま

す。
ご審議よろしくお願ひいたします。

続いて4番の説明をいたします。

排水は公共排水に排出し、雨水は東側の側溝に排出していきます。農地に与える影響もないと思われま

す。
ご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして5番の説明をいたします。

申請地は堀越でございます。排水は公共下水に排出し、雨水は南側の側溝に排出します。特に問題ないと思われま

す。
続きまして6番の説明をいたします。

申請地は山科で、賃貸借による営農型太陽光発電の下部作物の実験用施設として転用申請されるもので、雨水は南側の側溝に排出していきます。農地等へ与える影響はないと思われま

す。
ご審議よろしくお願ひいたします。

石黒委員

続きまして7番の説明をいたします。

申請地は国本[]です。国本の[]東側になります。申請者が自己用戸建て住宅の建設を予定しており、土地もないため、家族に相談したところ、祖母の土地で以前転用申請された土地に関して再度転用申請されるものです。申請地は[]に転用申請されており、今回はそれを取り下げての転用申請になります。周りには農地がありますが、以前から住宅が建てられており、農地への影響は特にな

いと思われま

す。
ご審議のほどお願ひします。

西村委員

続きまして8番の説明をいたします。

申請地は大谷で、一時転用での申請です。敷地川の工事のための転用のため、特に問題はないと思われま

村松委員

続きまして9番の説明をいたします。

申請地は下山梨で、自己用住宅建設のための転用申請であります。現在農地は用途区域内で、周りも住宅地になっており、排水は南側の側溝に排出予定で周りの農地への影響も少ないと思われま

す。
次に10番の説明をいたします。

申請地は下山梨で、建売住宅[]を建設するための許可申請であります。

申請地は第二種中高層住宅専用地域であります。排水についてはそれぞれ合併浄化槽を通じて南側の排水に排出する計画になっております。ご審議よろしくをお願いいたします。

次に11番の説明をいたします。

申請地は春岡で、自己住宅建設のための転用申請です。

汚水は排水路に排出します。周辺の農地への影響がなく、問題はないと思われます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

何かご質問等ございませんか。

安間委員

6番の営農型太陽光発電の下部作物は何を植えるのですか。

事務局
(芝崎)

事務局より説明いたします。営農型太陽光をやられる方へ適した作物を紹介できるように実験として多くの作物を栽培していく予定です。

会長

ほかに質問はありますでしょうか。

質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。

お諮りいたします。

議第9号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

次に、「報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」「報第7号 農地法第5条第1項の許可の取り下げについて」の2点について、事務局から報告をお願いします。

事務局
(杉山)

それでは19ページをご覧ください。

報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の合意解約の通知が以下の通りありましたので報告します。

事務局
(芝崎)

【1】高尾 [] 田 [] m² ほか1筆 計 [] m² []
[] 耕作目的 他18件 計19件
[] m²でございます。以上でございます。

報第7号 農地法第5条第1項の許可の取り下げについて、下記の通り、
取り下げ願いが提出されたため、報告します。

令和6年4月16日袋井市農業委員長 永田勝美。

1 取り下げ願い提出日：令和6年3月10日

2 許可年月日：平成9年1月24日、転用目的：住宅敷地

1件となります。以上でございます。

議事録署名人